

矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画（案）パブリックコメント実施結果

意見等募集期間：令和6年5月31日（金）～令和6年7月1日（月）

意見等提出件数：2名（13件）

No.	提出された意見等	町の考え方
1	財政計画示されていないこと。 町立幼稚園統合計画を進めるにあたり、どのくらいの費用がかかるのか（新園舎建設費用・現園舎利用または解体費用・幼稚園バス手配費用・その他諸々）、また、それはどこから捻出されるのかを具体的にお示しください。	本計画は矢吹町まちづくり総合計画及び矢吹町教育大綱に位置付けがされているものです。また、第3次幼稚園・保育園に関する基本方針を継承して令和5年度に策定した矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針に基づき、町立幼稚園の再配置（統廃合）に関する実施時期や幼稚園候補地等を示すものであり、事業費用などについては実施計画策定の際に意見を参考に検討させていただきます。
2	財政計画を示さないのはなぜですか。 再配置による設置場所を「旧総合運動公園用地」としていますが、当該用地の開発に伴う事業費、資金調達、移転後の幼稚園舎の取り扱いとそれに伴って要する費用などについて、どのように見ているのですか。	
3	不安を感じている方々への具体的解決方法が示されていないこと。 統合は、楽観的希望ばかりではありません。アンケートの中に不安を感じているというご意見が沢山見受けられました。園児の減少を理由に計画を早急に進めるのはいかがなものでしょうか。時間がかかっても利用者の不安を取り除いていくことが大切と思われませんが、努力はされていますか？	第3次幼稚園・保育園に関する基本方針策定時の保護者アンケート、ワークショップ及び地区別説明会等において不安や疑問を把握し、当該計画を策定させていただきました。なお、不安解消については、22頁「6. 計画の推進に向けて」に示す項目を重点に議論を深めてまいります。
4	小学校との連携がなされていないこと。 「幼稚園が統合となっても、小学校は4校に分かれ、中学校でまた統合」では、お子さんばかりでなく、親御さんの心にも余計なストレスを生むことになります。やるのであれば、小学校の適正規模・適正配置を同時に考えていかなければならないと思います。	小学校との連携については、矢吹町学校規模適正化検討委員会の答申を受け、今後、十分な教育効果が得られる小学校の適正規模及び適正配置について、課題等の整理を図ります。また、令和6年度から小学校適正規模・適正配置の協議を進めており意見を参考にし、検討委員会での議論を深めてまいります。
5	再配置をする要因として「園児の減少」をあげていますが、園児の減少見通しによる課題に基づいた対策について、これまで、どのような事をしてきたのですか。	当該計画策定にあたっては、園児減少対策について記したのではなく、全国的に進行している少子化の現状を踏まえ、今後の幼児教育にふさわしい環境整備に向けて策定するものであります。園児の減少等の安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりについては、「矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画」において町全体として取り組んでおります。

6	計画期間を「令和6年度から15年度までの10年間」と設定していますが、どのような意味があるのか、説明してください。	中長期的ビジョンで安定した計画遂行のための期間を確保するため、実現性のある10年としました。長期的な視野で計画を推進することで、地域社会の発展と住民の福祉向上に寄与することを目指しております。なお、社会情勢等を踏まえ、随時見直しを図っていきます。
7	「町立幼稚園の現状と課題」という視点で見っていますが、私立幼稚園も包含してみていかないと、町の全体像が見えません。	当該計画3頁、「町立幼稚園の現状と課題」の項目において「未就学児及び園児数の推移」のグラフのとおり、私立園の園児数推移が横ばいであること、町立幼稚園ニーズの低下など推移を確認しております。町立幼稚園のみを対象とせず町全体の状況を参考に町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画を策定しております。
8	園児数の見通しについて、令和5年度の194名から24年度には78名に減少するとされています。これを基に、「令和8年度には、矢吹、中畑、三神の3園において全ての学園で1学級あたり園児数が11人未満となることが見込まれていることから、令和8年度以降に再配置が必要となります。」と実施時期を設定しています。 ① 「令和8年度以降」とは。どういう意味なのでしょう。 計画期間の15年度までということなのですか。 ② 実施時期を設定するにあたり、「1学級あたりの園児数が11人未満」を基準としていますが、以下にみるように、「1学級あたりの園児数」だけで、実施時期を設定するには、有為数を、どう評価するのか議論が必要と考えます。 ア 令和15年度の園児数は112名まで減少し、矢吹、中畑、三神の3園は、「1学級あたりの園児数は7～8人」になるとみています。 イ 令和8年度の園児数は140名で、矢吹、中畑、三神の3園は、「1学級あたりの園児数は8～13人」になるとみています。 ウ 令和24年度の園児数は78名で、矢吹、中畑、三神の3園は、「1学級あたりの園児数は5人」になるとみています。	はじめに、実施にあたっての園児数については、「矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置の基本方針」において、議論を重ね導き出した、望ましい学級規模が「11～20人」であります。当該基本方針を踏まえた計画が矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置基本計画となります。「令和8年度以降」とは、令和8年度を起点として、その後の年度に再配置を実施することを意味しています。社会情勢の変化等に応じて随時、見直しを図りながら検討させていただきます。

9	矢吹町学校規模適正化検討委員会は、「答申書 （３）その他幼稚園の適正規模・適正配置計画を検討するために必要な事項 ②町立小学校の適正規模・適正配置」の項で 「・・・町立小学校の適正規模・適正配置についてもあわせて検討を進めて下さい。 また、小学校の適正規模・適正配置には、再配置する町立幼稚園に加えて、保育園・認定こども園・中学校との連携、接続も重視する必要があることから、関係機関との協議を行ってください。」と述べています。 「小学校の適正規模・適正配置」の検討は６年度から始まったと聞いています。 先に、この基本計画を設定するのは何故ですか。	幼稚園から小学校、中学校への一貫した教育体制を構築するためには、まず幼稚園の適正規模・適正配置を明確にすることが重要であります。将来の幼稚園児数が小学校児童数よりも、減少の影響が先に現れてくる推計から、町立幼稚園の適正規模・適正配置について、小学校より先に協議してまいりました。幼稚園の基本計画を先に設定し、町全体の教育環境の向上を目指し、引き続き関係機関との協議を重ねながら、具体的な施策を進めてまいります。
10	再配置により設置する町立幼稚園の立地場所について、具体的に「旧総合運動公園用地B案」を示していますが、教育委員会の職務権限や矢吹町学校規模適正化検討委員会が担う範囲との関係について説明して下さい。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律において教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限が規定されております。また、検討委員会は、「矢吹町学校規模適正化検討委員会専門部会設置要綱」において、諮問に応じ、方策について検討し、答申するものとなっております。実施にあたって町部局と調整が必要な事項につきましては、連携を図りながら町全体として取り組んでまいります。
11	「基本計画書 ４再配置により設置する町立幼稚園の立地場所 （２）候補地の比較評価の考え方 ⑦整備事業」では「建設スケジュール」において「事業期間の短さを評価する」としている。「事業費」は重要な要素であるが、これを入れないのは何故ですか。	事業費においては、今後、策定される「仮称 矢吹町立幼稚園の適正規模・適正配置実施計画」において検討させていただきます。
12	「基本計画書 ５その他検討事項 （１）町立幼稚園に期待される教育内容」に掲載された５項目は、教育の基本的な視点を示しているものと思います。このことの実現のためには、「１学級あたりの園児数が１１人未満となる」ことで阻害されるものではなく、現状と課題、解決方策について、園児を取り巻く関係者、地域の人々と忌憚のない対話を進めることを期待します。	意見を参考に検討させていただきます。
13	少子化は全国どこにいても喫緊の問題です。統合したとしても、近い将来、望ましい学級規模と考えている人数よりもまた少なくなってしまうかもしれません。そこでご提案です。しばらくは使える各地区の小中学校校舎を利用して、幼稚園児・小学生・お年寄りが一緒に学ぶ「生きた学校」としてはいかがでしょうか。幼稚園児は小学校のお兄さんお姉さんから生活態度やお勉強を学べます。また幼稚園・小学校のお子さんたちはお年寄りから生活の知恵を学び、お年寄りはお子さんとの交流から元気がいただけます。無駄なお金もかかりません。	意見を参考に検討させていただきます。